

平成27年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものの値

測定結果はすべて法基準値を下回りました。

平成28年5月現在

単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
光が丘※1	平成27年5月22日	1.1
目黒※1	測定なし※2	—
有明※1	平成27年8月20日	0.22
千歳※1	平成27年10月20日	0.27
江戸川※1	平成27年4月24日	0.22
墨田※1	平成27年6月8日	0.14
北※1	平成27年6月10日	0.49
新江東※1	平成27年4月15日	0.21
港※1	平成27年4月7日	0.62
豊島※1	平成27年7月22日	0.48
渋谷※1	測定なし※2	—
中央※1	平成27年6月11日	0.26
板橋	平成27年5月12日	0.32
多摩川	平成27年5月12日	0.55
足立	平成27年8月7日	0.35
品川	平成27年4月21日	0.36
葛飾	平成28年1月18日	0.66
世田谷	平成27年7月23日	0.83
大田	平成27年8月13日	0.61
練馬	平成28年1月28日	0.26
中防灰溶融施設	平成27年5月25日	0.35
破碎ごみ処理施設 ※1	平成27年5月25日	4.3

(注1)飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既施設であり、法律に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2)ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3)※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。